

令和 8 年度久留米市水質検査（工場・事業場、地下水）業務仕様書

第 1 共通事項

1 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務遂行上の遵守基準

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たってその精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- (2) 測定は全て自社で行い、他社に再委託しないこと。ただし、測定に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 本仕様書に明示されない事項または疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

3 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と履行日程に関する協議を行うこと。

4 その他

- (1) 測定項目ごとの試料用容器及び試料の採取に係る下記の器具等は、受注者で準備すること。

- ・ クーラーボックス又は発泡スチロール製容器、氷（試料保冷用）
- ・ 長柄杓、ひも付きバケツ
- ・ 水温計、気温計
- ・ 残留塩素測定器 DPD 法（試薬を含む）

（大腸菌数を測定する事業場において、採水時に確認をするため。）

- (2) 当課が採取した各検体については、指定した日に久留米市環境部庁舎において引渡しを受けること。なお、工場・事業場は一日約 3 事業場分とする。

第2 工場・事業場

1 調査目的

水質汚濁防止法第22条第1項の規定又は環境共生都市づくり協定に基づき、久留米市環境部環境保全課（以下「当課」という。）が特定事業場等への立入検査で採取した排出水を測定し、排水基準等による評価を行い、その結果に応じて当該事業場への指導を行うことで公共用水域における水質の汚濁を防止し、以って生活環境を保全する。

2 業務内容

久留米市環境部環境保全課（以下「当課」という。）が採取した排出水を測定し、結果報告書を提出すること。

3 検体数、測定項目、測定方法

検体数：38検体（別紙1のとおり）

測定項目：別紙1のとおり

測定方法：別紙2のとおり

4 速報

規制基準等を超過した場合は、その旨電子メールにて速やかに報告すること。

5 結果報告書

（1）試料引渡後30日以内に水質濃度計量証明書（e-計量も可）を提出すること。

（2）令和9年3月31日までに、全ての結果を取りまとめた報告書（紙又は電子データ）を提出すること。

5 試料の保存

試料は結果報告後1週間保存すること。

第3 地下水

1 調査目的

この調査は、水質汚濁防止法第15条第1項の地下水の常時監視の規定に基づき実施するもので、地下水の水質汚濁状況を把握し地下水の保全に関する施策を適切に実施するための資料とするとともに、市民の健康保護と生活環境を保全することを目的とする。

2 業務内容

当課が採水した地下水の引渡しを受け、測定を行いその結果を報告するものとする。なお、原則として5検体同一日での引き渡しを基本とする。

3 検体数、測定項目、測定方法

検体数 : 5検体（概況調査3検体、継続監視調査2検体）

測定項目：別紙3のとおり

測定方法：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示10号）」の別表で定められた方法

P F O S 及び P F O Aについては「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和2年5月28日環水大水発第2005281号）」別表2に定められた方法

4 速報

測定結果判明後、電子メールにて速やかに報告すること。

5 結果報告書

（1）試料引渡後30日以内に水質濃度計量証明書（e-計量も可）を提出すること。

（2）令和9年3月31日までに、全ての結果を取りまとめた報告書（紙又は電子データ）を提出すること。

6 試料の保存

受注者は、引渡しを受けた試料について、再測定用にその一部を密閉し冷暗所に保存しておかなければならない。再測定に係る費用については受注者の負担とする。

排水量50m³/日以上の特定制業場（有害物質使用事業場も含む）[illegible]

有害物質使用事業場（排水量50m³/日未満）

[illegible]

5 5 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント設置の特定事業場（排水量 5 0 m3／日未満）

番号	測定項目 事業場名	p H 市測定	B O D	S S	n-ヘキサン 抽出物 質	大腸菌 数	総窒素	総リン	シアン	六価 クロム	カドミ ウム	鉛	ひ素	総水銀	有機 リン	トリ クロ エチレン	テトラ クロ エチレン	銅	亜鉛	溶解性 鉄	その他 の項目
30	筑後生コンクリート(株)久留米工場	○		○	○					○											
31	筑紫菱光(株) 久留米工場	○		○	○					○											
32	ピーエス・コンストラクション(株)久留米工場	○		○	○					○											
33	久留米レミコン(株)	○		○	○					○											
34	浮羽生コンクリート株式会社朝羽工場	○		○	○					○											
35	筑後川砂利砂協業組合 二次製品工場	○		○	○					○											

特定事業場外事業場（環境保全協定締結事業場であるため調査）

番号	測定項目 事業場名	p H 市測定	B O D	S S	n-ヘキサン 抽出物 質	大腸菌 数	総窒素	総リン	シアン	六価 クロム	カドミ ウム	鉛	ひ素	総水銀	有機 リン	トリ クロ エチレン	テトラ クロ エチレン	銅	亜鉛	溶解性 鉄	その他 の項目
36a	(株)ムーンスター(A排出口)	○	○	○	○																
36b	〃 (C排出口)	○	○	○	○																
37	アサヒシューズ(株)久留米工場	○	○	○	○																

- ・「有害物質追加 1 6 項目」とは下表に示す項目をいう。
- ・「左記項目の個別項目」の丸番号は下表の各項目に相当する。

有害物質追加 1 6 項目

丸番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
項 目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ホウ素	フッ素	アンモニア 亜硝酸 硝酸	フェノール 類	溶解性 マンガン	クロム

測定項目数（合計）

測定項目	p H 市測定	B O D	S S	n-ヘキサン 抽出物 質	大腸菌 数	総窒素	総リン	シアン	六価 クロム	カドミ ウム	鉛	ひ素	総水銀	有機 リン	トリ クロ エチレン	テトラ クロ エチレン	銅	亜鉛	溶解性 鉄
合計	38	26	32	19	11	17	17	2	11	1	2	2	1	0	0	0	1	3	2

測定項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ホウ素	フッ素	アンモニア 亜硝酸 硝酸	フェノール 類	溶解性 マンガン	クロム
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	5	1	1	0

令和 8 年度久留米市水質検査（工場・事業場、地下水）業務 測定方法（工場・事業場）

測定項目	測定方法 (排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)
B O D	JIS K0102-1 18に定める方法
S S	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質	JIS K0102-1 22.3又は22.4に定める方法
大腸菌数	下水の水質の検定方法に関する省令に規定する方法
総窒素	JIS K0102-2 17.2又は17.3に定める方法
総リン	JIS K0102-2 18.4に定める方法
シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留方法を行い、9.4若しくは9.5の分析を行う方法
六価クロム	JIS K0102-3 24.3.1に定める方法
カドミウム	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
ひ素	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
銅	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法
亜鉛	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4又は12.5に定める方法
溶解性鉄	JIS K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法

測定項目	測定方法 (排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ホウ素	JIS K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法
フッ素	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.4に定める方法又はJIS K0102-2 5.2及び5.5に定める方法 又はJIS K0102-2 5.2及び5.6に定める方法
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (①×0.4+②+③)	①アンモニア又はアンモニウム化合物 JIS K0102-2 13.7又は13.8に定める方法により検出されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法 ②亜硝酸化合物 JIS K0102-2 14.2又は14.4に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法 ③硝酸化合物 JIS K0102-2 15.7又は15.8に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 ※亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、上記方法に代えてJIS K0102 15.3、15.4又は15.6に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)
フェノール類	JIS K0102-4 5.2.3又は5.2.4に定める方法
溶解性マンガン	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.5又は15.6に定める方法
クロム	JIS K0102-3 24.2に定める方法

地下水 測定項目

調査区分 \ 測定項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサン	P F O S 及び P F O A	電気伝導度
概況調査	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
継続監視調査 (合川町)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
継続監視調査 (梅満町)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

概況調査における試料名は R8-②（三潆町周辺）、R8-⑥（北野町周辺）、R8-⑩（田主丸町周辺）、
継続監視調査における試料名は R8-合（合川町）、R8-梅（梅満町）とすること。